

令和 8 ・ 9 年度茨木市入札参加資格審査申請書提出要項【新規登録】 (物品・業務委託)

茨木市（水道部を含む。）が発注する物品及び業務委託等（修繕業務を含む。）において、競争入札に参加しようとする方は、下記内容を確認の上、入札参加資格審査申請書類を提出してください。

記

1 資格要件

- (1) 次の事項に該当する者でないこと。
 - ・ 成年被後見人
 - ・ 被保佐人
 - ・ 被補助人（契約の締結に関し同意権付与の審判を受けていない者）
 - ・ 未成年者で営業の許可を受けていない者
 - ・ 破産者で復権を得ない者
- (2) 国税、地方税を完納していること。
- (3) 営業について免許、許可又は登録を要するものにあっては、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (4) 令和 7 年 12 月 1 日現在において、引き続き 2 年以上の営業を行っていること。
- (5) 個人事業において、同一の代表者が重複して申請することはできません。

2 申請方法

以下の両方の申請が必要となります。双方が不備のない状態でなければ、登録できませんのでご注意ください。

- (1) 電子申請：業者登録受付システム入力
インターネットを利用して「茨木市ホームページ」から「茨木市業者登録受付システム」により、必要な申請事項を入力してください。
- (2) 紙申請：業者登録受付システム入力後の書類提出
別紙「入札参加資格審査申請（新規登録）提出書類一覧表及び送付書類チェックリスト（様式 1）」に定める必要書類を茨木市企画財政部契約検査課まで送付してください（ただし、一部書類については Logo フォーム（※）で電子送信可）。

茨木市契約検査課 ホームページアドレス
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/keiyaku/menu/index.html>

3 書類提出方法

- (1) 提出はすべて配送状況が確認できる方法で送付してください。**（持参または E メールによる提出は認めません。）**ただし、「物品等入札参加資格審査申請（新規登録）提出書類一覧表及び送付書類チェックリスト」及び「書類作成上の注意事項（物品等・新規登録）」に定める「Logo フォーム送信可」の書類については、以下に記載する Logo フォーム（※）を利用して電子送信が可能です。

※Logo フォームとは

地方自治体向けに作成された各種情報や各種ファイルを送信できる入力フォームを備えた電子申請システム。「4 提出先」の Logo フォームの URL または QR コードからお進みいただけます。

- (2) 複数の申請者分を一括して送付することはできません。
- (3) 送付は必ず申請者（会社）名で行ってください。
- (4) 送付する封筒には「入札参加資格審査申請書在中（物品等新規）」と朱書してください。

4 提出先

<送付先>

〒567-8505

茨木市駅前三丁目 8 番 1 3 号

茨木市 企画財政部 契約検査課 入札審査資格担当

電話 072-620-1613

※受付は、企画財政部契約検査課で一括して行います。

<Logo フォーム>

<https://logoform.jp/form/2Qoq/1289454>



※令和 7 年 12 月 1 日から送信可能となります。

5 提出期間

令和 7 年 12 月 1 日(月)から令和 7 年 12 月 15 日(月)まで（当日消印有効）

電子申請と紙申請の送付（Logo フォーム送信含む）を上記期間内に完結させてください。

提出期間外の受付は、一切受理できません。

6 提出書類

提出書類は、別紙「物品等入札参加資格審査申請（新規登録）提出書類一覧表及び送付書類チェックリスト（物品様式 1）」のとおりです。なお、不足書類がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

7 有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年間）

茨木市内に本社（本店）を有する業者及び茨木市内に支店・営業所を有する業者の方は、毎年指定する期間に必ず更新手続きを行ってください。なお、更新手続きをされない場合は、該当年度の入札参加資格者名簿に登載されませんのでご注意ください。

8 希望業種

(1) 登録できる業種の数、別紙「取引希望業種分類表」から「2 業種」までとします。

(2) 有効期間(令和 8・9 年度)中の業種の変更はできません。

9 資格審査結果の通知等

資格審査結果については通知しません。入札参加資格者名簿への登載をもって資格審査結果通知に代えます。なお、受付票等が必要な場合は、返信用の封筒(長形 3 号)に切手を貼付して同封してください。受付票の郵送は審査後になりますので、3 月頃になる見込みです。

10 登録内容の変更

申請後、登録内容に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出してください。なお、変更届については、送付・持参のどちらの方法でも受付いたします。

11 提出時の注意事項

- (1) 証明書類等は、令和7年9月1日以降に発行されたものに限りません。また、有効期限のある証明書類等については、提出時有効なものをご提出ください。
- (2) 「物品等入札参加資格審査申請（新規登録）提出書類一覧表及び送付書類チェックリスト（物品様式1）」をご確認の上、複数枚にわたる紙資料は書類ごとにホッチキス止めし、No.順にそろえてクリップ止めやクリアファイルに挟むなど、書類が抜け落ちないように固定して、まとめてご送付ください。
A4判紙製ファイルへの綴じ込みは不要です。

12 その他

受付した書類について、後日記載事項が事実と異なるものであると判明したときは、厳正な措置を行いますのでご注意ください。